

佐賀地域経済研究会会則

(名称)

第1条 本会は、佐賀地域経済研究会（以下、「研究会」という）と称する。

(目的)

第2条 研究会は、佐賀県内における地域経済問題に関する情報交換、調査・研究を行うことにより地域の振興に寄与することを目的とする。

(会員)

第3条 研究会は、前条の目的に賛同する県内の大学及び地方自治体並びに経済界その他の有志等をもって組織する。

- 2 研究会に入会を希望する者は、会員2名以上の推薦を要する。
- 3 会員は届出により退会することができる。
- 4 会費を継続して3年以上滞納したものは退会した者としてみなすことができる。

(役員)

第4条 研究会に会長を置く。会長は研究会を代表する。

- 1の2 研究会に事務局長を置く。事務局長は、会務を総理する。
- 2 研究会に幹事6名程度を置く。幹事は事業の企画等に当たる。
- 3 研究会に監査担当2名を置く。監査担当は事業及び会計を監査する。
- 4 研究会に顧問を若干名置くことができる。
- 5 前各項に定める役員は会員の中から選任し、任期は2年以内とする。
- 6 前項の役員の選任方法は別表1に定める。

(事業)

第5条 研究会は、次に掲げる事項について情報交換、調査・研究を行う。

- 一 佐賀県内各地における地域経済問題
- 二 北部九州をはじめ特定の地域経済問題
- 2 情報交換及び調査・研究を行うに当たり、企画部会やシンポジウムを含む例会（以下、「例会」という）を必要に応じて開催する。
- 3 必要があるときは、会員以外の者に例会への出席を求めることができる。
- 4 研究会の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間とする。

(総会)

第5条の2 研究会は、毎年1回総会を開き、決算、予算、事業報告、事業計画等を承認する。総会は会員全員で組織する。

二 総会の承認は、団体会員の3分の2以上の出席をもって行う。なお、団体会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該団体会員又は代理人は、代理権を証明する書面を事務局に提出しなければならない。

(幹事会)

第5条の3 研究会は、毎年1回幹事会を開き、総会承認事項の調整・協議を行う。また、必要に応じて幹事会を開くことができる。幹事会は、幹事、監査担当、事務局長、事務局次長、その他幹事会が認めた者で組織する。

(会計)

第6条 研究会の運営に要する費用は、会費、寄付金その他の収入により支弁する。

2 会費は別表2に定める。

3 研究会の会計年度は、事業年度と同様に、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年間とする。

4 研究会の毎年度の収支予算及び収支決算は、研究会の年度当初の総会において承認を要する。

(事務所)

第7条 研究会の主たる事務所は、佐賀市神野東2丁目3番6号気付一般社団法人九州経済連合会佐賀地域委員会事務局内に置く。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、幹事会の議を経て総会で定める。

附 則

1 この規約は、平成元年4月28日から施行する。

2 この規約は、平成12年4月27日から施行する。

3 この規約は、平成15年4月25日から施行する。

4 この規約は、平成18年5月17日から施行する。

5 この規約は、平成20年5月28日から施行する。

6 この規約は、平成29年7月19日から施行する。ただし、第6条第3項にかかわらず、平成28年度の会計年度は、平成28年4月1日に始まり平成29年6月30日に終わるものとする。

7 従前の佐賀地域経済研究会規約は、佐賀地域経済研究会会則と名称を変更する。この会則は、令和元年7月31日から施行する。

別表1 佐賀地域経済研究会役員の選任方法

佐賀地域経済研究会会則第4条6の規定による役員を選任方法は次のとおりとする。

(1) 会長、顧問

1. 個人会員から選任する。
2. 2年以内の任期満了後1回限り重任を認める。ただし、退任後1年以上あれば再任を認める。

(2) 幹事、監査担当

1. 団体会員から選任する。
2. 自治体会員からは輪番表に従って選任する。
3. 自治体以外の団体会員からは2名程度を選任し、2年以内の任期満了後1回限り重任を認める。ただし、退任後1年以上あれば再任を認める。

輪番表（年度単位）

| 順番 | 幹事 | 幹事 | 監査担当 |
|----|------|------|------|
| 1 | 伊万里市 | 佐賀市 | 多久市 |
| 2 | 佐賀市 | 鹿島市 | 唐津市 |
| 3 | 鹿島市 | 鳥栖市 | 唐津市 |
| 4 | 鳥栖市 | 嬉野市 | 小城市 |
| 5 | 嬉野市 | 神崎市 | 小城市 |
| 6 | 神崎市 | 武雄市 | 鹿島市 |
| 7 | 武雄市 | 多久市 | 鹿島市 |
| 8 | 多久市 | 唐津市 | 鳥栖市 |
| 9 | 唐津市 | 小城市 | 鳥栖市 |
| 10 | 小城市 | 伊万里市 | 神崎市 |
| 11 | 伊万里市 | 佐賀市 | 神崎市 |
| 12 | 佐賀市 | 鹿島市 | 武雄市 |
| 13 | 鹿島市 | 鳥栖市 | 武雄市 |
| 14 | 鳥栖市 | 嬉野市 | 伊万里市 |
| 15 | 嬉野市 | 神崎市 | 伊万里市 |
| 16 | 神崎市 | 武雄市 | 佐賀市 |
| 17 | 武雄市 | 多久市 | 佐賀市 |
| 18 | 多久市 | 唐津市 | 嬉野市 |
| 19 | 唐津市 | 小城市 | 嬉野市 |
| 20 | 小城市 | 伊万里市 | 多久市 |

別表 2 佐賀地域経済研究会会費

佐賀地域経済研究会会則第 6 条 2 の規定による会費の額は次のとおりとする。

- (1) 団体 年額 100,000 円
- (2) 個人 年額 5,000 円

備考 会長・顧問および事務所を管理する会員の会費は免除する。